第１章　総規（南空知公衆衛生組合一般経費の分賦割合に関すること）

○南空知公衆衛生組合一般経費の分賦割

　合に関すること

昭和42年5月17日

議　　　　　　　決

改正　昭和42年12月24日　　平成06年03月07日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　平成12年02月23日

　南空知公衆衛生組合一般経費の分賦割合を次の表のとおり定めるものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　区　分町　名 | 平　　　等　　　割 | 応　　　益　　　割 |
| 分賦金総額の100分の40に次の率を乗じて得た額 | 分賦金総額の100分の60に次の率を乗じて得た額 |
| 50％ | 50％ |
| 長　沼　町 | １―――３ | 構成町の前年9月末日現在の住民基本台帳人口割 | 構成町の前々年度のごみ処理量割 |
| 南　幌　町 | １―――３ |
| 由　仁　町 | １―――３ |

備考　この表は、平成6年4月1日から適用する。

　　　附　則（平成12年2月23日）

　この改正は、平成12年4月1日から適用する。

第１章　総規（南空知公衆衛生組合特別経費の分賦割合に関すること）

○南空知公衆衛生組合特別経費の分賦割

　合に関すること

平成7年3月2日

議　　　　　　決

改正　平成18年02月23日

　南空知公衆衛生組合特別経費の分賦割合を次の表のとおり定めるものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　区　分町　名 | 平　　　等　　　割 | 応　　　益　　　割 |
| 分賦金総額の100分の40に次の率を乗じて得た額 | 分賦金総額の100分の60に次の率を乗じて得た額 |
| 長　沼　町 | １―――３ | 構成町の前年9月末日現在の住民基本台帳人口割 |
| 南　幌　町 | １―――３ |
| 由　仁　町 | １―――３ |

備考　この表は、埋立処分地施設及び粗大ごみ処理施設の整備に係る経費について、平成7年4月1日から適用する。

　　　附　則（平成18年2月23日）

　この改正は、平成18年4月1日から適用する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　第１章　総規（南空知公衆衛生組合公告式条例）

○南空知公衆衛生組合公告式条例

昭和42年5月23日

条　例　第　２　号

改正　昭和43年01月23日条例第1号　　昭和43年01月23日条例第2号

　昭和44年10月01日条例第3号　　平成17年02月25日条例第1号

　（目的）

第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条第4項の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

　（条例、規則の公布）

第２条　条例及び規則を公布するときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に組合長が署名する。

２　前項の公布は、別表の掲示場に掲示してこれを行う。

　（規程その他の公表）

第３条　規則を除く外、組合長の定める規程その他を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び組合長名を記入して、組合長印を押さなければならない。

２　前条第2項の規定は、前項の規程に準用する。

　（組合の機関の規則、規程その他の公表）

第４条　第2条の規定は、議会の規則その他組合の機関の定める規則で公表を要するものに準用する。この場合において、同条第1項中「組合長」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

２　前条の規定は、議会の規則その他組合の機関の定める規程その他の公表を要するものに準用する。この場合において、同条第1項中「組合長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」と、「組合長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

　（施行期日の特例）

第５条　組合の規則又は組合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって、特に施行期日を定めることができる。

　　　附　則

　この条例は、公布の日から施行する。

第１章　総規（南空知公衆衛生組合公告式条例）

　　　附　則（昭和43年1月23日条例第1号）

　この条例は、公布の日から施行する。

　　　附　則（昭和43年1月23日条例第2号）

　この条例は、公布の日から施行する。

　　　附　則（昭和44年10月1日条例第3号）

　この条例は、公布の日から施行する。

　　　附　則（平成17年2月25日条例第1号）

　この条例は、平成17年4月1日から施行する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　第１章　総規（南空知公衆衛生組合公告式条例）

別表

掲示場

長沼町役場前

長沼町役場南長沼出張所前

長沼町役場北長沼出張所前

南幌町役場前

由仁町役場前

由仁町役場三川支所前

第１章　総規（南空知公衆衛生組合の休日を定める条例）

○南空知公衆衛生組合の休日を定める条例

平成5年3月5日

条　例　第 2 号

　（組合の休日）

第１条　次の各号に掲げる日は、組合の休日とし、組合の機関の執務は、原則として行わないものとする。

　(1)　日曜日及び土曜日

　(2)　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

　(3)　12月31日から翌年の1月5日までの日（前号に掲げる日を除く。）

２　前項の規定は、組合の休日に組合の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

　　　附　則

　この条例は、平成5年4月1日から施行する。

（～１５０）